



埼玉県報

第 737 号
令和 8 年(2026 年)
7 月 17 日
金曜日

目 次

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 川口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 令和 8 年度埼玉県立学校教職員用端末セキュリティソフト追加調達契約に関する落札者等の公示（ICT 教育推進課）
- 令和 8 年度埼玉県立学校 38 校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示（ICT 教育推進課）
- 県道吉田久長秩父線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告
示

埼玉県告示第五百七号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

	深谷市		調査を行った者の名称
	令和六年度地籍図十枚	令和七年度地籍簿一冊	調査を行った時期名称
	深谷第四十五地区（東方の一部）		調査を行った地区
	令和八年七月六日		調査を行った年月日

告 示

埼玉県告示第五百八号

横瀬町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の調査を行つた認め	証
横瀬町	令和六年度	地籍図二十一枚	令和八年七月
	令和七年度	地籍簿一冊	一日
		横瀬二地区（大字横瀬の一部）	

告
示

埼玉県告示第五百九号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

				調査を行った成果の調査を行った認定	調査を行った者の名称時期名称地区年月日
狭山市令和六年度地籍図三十七枚 令和七年度地籍簿二冊	狭山第五十九地区（入間川字中平野、上窪の各一部）	（	区）	令和八年六月二十九日	

告 示

埼玉県告示第五百十号

加須市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の調査を行つた認め	証
加須市	令和六年度	地籍図二十九枚	令和八年六月
	令和七年度	地籍簿一冊	
		柳生三地区（柳生の一部、小野袋の一部）	
			二十九日

告 示

埼玉県告示第五百十一号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行っ た者の名称	調査を行っ た時期	成 果 の 調 査 を 行 っ た 認 証	
小川町	令和六年度	地籍図四十四枚	青山六地区（大字
	令和七年度	地籍簿一冊	青山の一部）
			令和八年六月
			二十九日

告 示

埼玉県告示第五百十二号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

秩父市	令和六年 度地籍簿 一枚落合 第三地区 （大令和 八年六月 二十二日	調査を行 った者の 名称	調査を行 った時期 名称	調査を行 った地区 年月日	調査を行 った成果 の調査を 行った認 証
-----	--	--------------------	--------------------	---------------------	-----------------------------------

告 示

埼玉県告示第五百十三号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行っ た者の名称	調査を行っ た時期	成 果 の 調 査 を 行 っ た 認 証	川 越 市
地名	地籍図十五枚 地籍簿一冊	高階第五地区 （砂新田五丁 目の一部）	令和六年度 令和七年度
区 年 月 日	令和八年六月	二十三日	

告 示

埼玉県告示第五百十四号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行つた成果の調査を行った認定	調査を行つた成果の調査を行った認定	調査を行つた成果の調査を行った認定	調査を行つた成果の調査を行った認定
神川町	令和六年度地籍図十枚	阿久原十五地区	令和八年六月
	令和七年度地籍簿一冊	原、下阿久原の各一部	十八日

告
示

埼玉県告示第五百十五号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

			調査を行った成果の調査を行った認証	調査を行った成果の調査を行った認証
ときがわ町	令和六年度地籍図四十枚 令和七年 度地籍簿一冊 西平の一部） 二十九日	令和七年度地籍簿一冊 西平の一部） 二十九日	時期名称地区年月日	た者の名称時期名称地区年月日

告 示

埼玉県告示第五百十六号

川口市から川口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第五百十七号

川口市から川口市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第五百十八号

川口市から川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第五百十九号

川口市から川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第五百二十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和 8 年度埼玉県立学校教職員用端末セキュリティソフト追加調達 2,325ライセンス

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 8 年 6 月 19 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 2 号 J P タワー

5 契約金額

53,400,875 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第五百二十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和 8 年度埼玉県立学校38校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 8 年 6 月 4 日

4 落札者の氏名及び住所

N T T ・ T C リース株式会社 東京都港区港南 1 丁目 2 番70号

5 落札金額

708, 078, 470円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 8 年 4 月28日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田 島 清 志

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 吉田久長秩父線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父市品沢字諏訪脇一〇〇七番一地先 から同市蒔田字大芝一五九三番七地先ま で		区 間
一〇・五三〓三〇・七八	五・八三〓三〇・七八	敷地の幅員 (メートル)
四九九・九二		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 許可番号

令和八年二月九日

指令川建セ第〇七〇一七〇号

二 検査済証番号

令和八年七月十三日

川建セ第〇八〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字東耕地二十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井五百四十三番地三 Vent Vert 天沼 II 一〇二一
号室

伊藤 直哉

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和八年七月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

第一号			指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号			指定に係る 道路の種類
令和八年七月十三日			指定の年月日
埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百八十九―二から 埼玉県飯能市大字岩沢字前原九百八十五―一まで	埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百五十五―二から 埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百六十一―二まで	埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百四十八から 埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百五十五―二まで	指定に係る道路の位置
百四十一・〇	八十九・〇	六十六・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇	五・〇	五・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県教委告示第二十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年七月十七日

埼玉県教育委員会教育長 石 川 薫

一 日時

令和八年七月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県教職員健康審査会委員の委嘱について
- ロ 令和九年度当初教職員人事異動方針について
- ハ その他